

議案第103号

松阪市公民館条例の一部改正について

松阪市公民館条例（平成17年松阪市条例第247号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月12日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市公民館条例の一部を改正する条例

松阪市公民館条例（平成17年松阪市条例第247号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 松阪市松阪公民館の項位置の欄中「松阪市船江町1392番地3」を「松阪市船江町1392番地27」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月11日から施行する。